

食品缶詰の表示に関する公正競争規約

施行規則の運用基準

1. 品名

品目	運用基準
さけ・ます	原料魚種名の説明は、一括表示欄の近くに次の通り記載する。 このさけ缶詰に使用しているますのすけ（からふとます、さくらます）は、さけ科さけ属の魚です。
まぐろ・かつお	まぐろすぶた煮を「まぐろ中華煮（すぶた風）」と示すことができる。
みかん	「缶みかん」と示すことができる。
ベビーフード	「肉野菜」は「野菜と肉」、「魚野菜」は「野菜と魚」と示すことができる。
共通事項	「〇〇のみかん」等と示さず、「〇〇みかん」等と品種名以外の用語と品名を直結して示す場合は、品種名以外の用語と品名の文字は、行を変えるか、若しくは文字の大きさを変えて示すこと。

2. 原料の品種

品目	基準
フルーツポンチ	和なしを使用した場合は、「和なし」と示し、洋なしの場合は「なし」と示すことができる。

3. 形状

品目	基準
みかん	「ブローケン」と示したものにあっては、原形の果粒の2分の1以下の断・細片果粒の混入が、固形量の15%以内であること。
共通事項	形状を示す用語は、原則として品名に直結して示さず別個に示すこと。

4. 甘味料

品目	基準
糖類	全糖と示す場合の糖類とは、しょ糖、ぶどう糖、果糖、水あめ、ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖又はこれらを混合したものをいう。

5. 原料の配合割合

品名	基準
野菜煮類似製品	魚肉・畜肉野菜煮の規定に準じ、固形量に対する魚肉又は畜肉の配合割合を示すこと。
調理食	カレー及びビーフシチューの肉量は示すことはできない。

魚肉、畜肉野菜煮・ フルーツみつ豆	肉量又はフルーツ量が基準以上に配合されている場合は、その実際の配合割合を示すことができる。
ベビーフード	2種類以上の魚肉等を配合した場合は、魚種別に固形量に対する百分比を示しても差し支えない。また品名に「魚肉〇〇%」と示した場合は、原材料欄に魚種名を示すこと。
共通事項	1. 原料の配合割合を示す場合、ベビーフード以外は原材料欄に示すことができる。 2. 原料の配合割合を示す場合、〇〇%以上の「以上」の文字を省略することができる。

6. 特選等

- 1) 「ファンシークオリティー」等特選に準ずる用語を示した場合は、改めて「特選」の文字を示すこと。
- 2) 特選の文字は品名に直結して示すことなく、別個に示すこと。

7. 説明文

- 1) ブランドに対し「世界の水準をゆく」などの表現をさけること。
- 2) 説明文で「最高の原料を使用し」などと表現することはさしつかえないが、「最高の製品である」など、製品を対象とする文言は認めない。

8. 業務用、徳用等

「業務用」、「徳用」、「普及品」等の表示は認めるが乱用しないこと。

9. 主要部分

缶の高さが缶径の2分の1以下の缶型にあつては、缶のトップを主要部分とすることができる。

10. 図柄

内容物に、一般的に装飾用とみられるものを添えた図柄を示すことはさしつかえないが、一見内容物と誤認されやすいものは、図柄の近くに「盛付例」、「調理例」等と併記すること。

11. その他共通事項

- 1) 食品添加物以外の表示文字は、特に規定しない限り、漢字、ひらがな又はカタカナいずれを用いてもよい。
- 2) 宮内庁ご用達等の表示は乱用をさけること。